

令和6年第10回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年10月3日（木曜日） 14時57分～16時54分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟 6番 伊藤 文士
7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝
12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜
16番 塩月 吉伸 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯4区 吉良 勝彦
佐伯5区 上杉 隆盛 佐伯9区 岩田 隆生 佐伯11区 高畠 相吉
上浦区 坂本 啓二 弥生1区 一瀬 雄二郎 本匠1区 矢野 正人
蒲江2区 塩月 邦彦

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 染矢 公博 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子
主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願いについて

②非農地通知について

③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

④農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について（農業委員会）

(局長)

それではただいまより、令和6年第10回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、小野美智子委員のみでございます。

農業委員17名中本日の会議の出席者は16名でございます。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議が成立したことを、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員のみ、ご出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第27号から(4)その他の①、非農地証明願いまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員につきましては、順次退席をされて結構でございます。

それではただいまより、宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。

先ほどの検討委員会に引き続いての農業委員会ということで大変ご苦労様です。

最近ですね、体調崩されて欠席をされた方がおりましたけど今日はその方達は全員出席をさせていただいております。

特に矢野弥平さんの元気な声が聞こえていますので、安心したところでございます。

今日もですね、いろいろ議案があります。

三条から五条までありますけども、前々回からずっと[]の関係の、地役権の関係が入っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

はい。以上で挨拶を終わります。

(局長)

それではこれより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

しばらくの間議事進行を務めさせていただきたいと思います。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名16番、塩月吉伸委員。17番、多田寿志委員にお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

着座にてご説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第 27 号農地法第三条の規定による許可申請についての件数は 17 件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、2 万 967 平米でございます。

議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についての件数は 1 件のみで、面積は田及び畑を合計いたしまして、646 平米です。

議案第 29 号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は 5 件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、1671 平米です。

議案第 27 号から 29 号に関する合計件数は 23 件。

合計面積は、田が 1 万 7508 平米、畑が 5776 平米で、総合計面積は 2 万 3284 平米です。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようでございますので議事に入りたいと思います。

それでは議案第 27 号、農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

三条の一番について、事務局の説明の後に、坂本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地や農用地区域以外の農地です。

農業は手作業で行うとのことです。

農業は、譲受人と妻 2 人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 1.545 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

つきまして坂本推進委員お願いします。

(坂本推進委員)

はい。

もうすでに借りてご覧の通り買受人が栽培をさしておりますので、管理も十分できておりますので、問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員からも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲り受け人は自己所有地で野菜や米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、子、子の妻の4人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は67.34アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして一瀬推進委員をお願いします。

(一瀬推進委員)

必要な農機具等の所有を確認しましたので、問題ないなと思っております。

(局長)

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番についてはこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の3番について、事務局の説明後、松本推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有及び購入予定と。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は0.89アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局から説明は以上です。

(会長)

続きまして松本推進委員をお願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の4番について、本日、永田推進委員が欠席のため、事務局が、推進委員の意見も合わせてお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのこと。

農地取得後は野菜や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は31.33Rとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当の推進委員から特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、担当推進委員からも特に問題ないとの意見がございました。

それでは三条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の5番について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地や農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行うとのこと。

取得後は果樹、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は10.98アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして上杉推進委員をお願いします。

(上杉推進委員)

はい。

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございます。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の6番について、事務局の説明後、岩田推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

住宅地図の6から10ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。農地は農用地区域内及び外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と子の2人が行う計画とのことです。

取得後は野菜や採草地としての利用する予定です。

取得後の耕作面積は149.37アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、岩田推進委員をお願いします。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

吉岡委員。

（吉岡委員）

吉岡です。

この表を見ますと、譲り渡し人の方がですね、3名で、それぞれ持ち分が5分の1となっております。

譲り渡しの総権利の割合が5分の3にしかになっていないんですね。

持ち分の場合は土地全体に権利がかかりますので、あと5分の2が残っておる場合は、譲受人の方を自由に土地の利用ができない状況も考えられるわけなんですね。

ただ、このケースの場合、最後の非農地証明。

非農地証明の2番目のケースで、譲受人、 さん、持ち分5分の2合わせた4人で持ち分10分の10の申請が出ておりまして。

ここで譲受人が持ち分5分の2の権利を持っておるということがわかりまして、この処理は問題なかろうということがわかったんですけども、表記としまして、譲受人、 さんか、この方の持ち分5分の2という表記も必要なのではないかなと考えました。

（会長）

事務局。

（事務局）

はい。

そうですねちょっとわかりにくかったと思いますので今後持ち分を本人が持ってる場合は議案書にもわかりやすくつけていこうかと思います。

持ち分については先ほどの通り非農地と一緒に、もう本人が持ち分5分の2を持ってる状態であります。

以上です。

（吉岡委員）

了解しました。

（会長）

他にございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の7番について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。

住宅地図の冊子、10、11、12 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのこと。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 34.6591 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺嶋推進委員をお願いします。

(寺嶋推進委員)

■さんも以前は造園業をしていたんですけど、現在引退してですね、農業ができる状態ですので特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 7 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の 7 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条 8 番から 13 番については、申請案件ごとに申請地及び譲渡人の欄に示す申請人は異なりますが、譲り受け人の欄に示す申請人がすべて、■株式会社代表取締役社長であり、申請内容も同一でありますので一括して審議いたします。

なお、事務局の説明の後、吉良推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

まず前回より、これまでに■が設置した送水管の地役権が申請された農地と、今回申請された農地を地区別に、振り分けた地図を、これから示していきたいと思います。

まず、こちらが稲垣の申請状況です。

今回申請されたものは空色で、これまでに申請されたものについては黄色で示しております。

はい。

次に池田地区の申請状況です。

はい。

新女島地区、女島地区の今回の申請はありません。

西浜地区、東浜地区のこれまでの申請はありません。

はい。

それでは説明に戻りたいと思います。

住宅地図の冊子、13 ページから 17 ページをご覧ください。

今回は農地法三条による地役権の設定です。

地役権の設定とは、一定の目的の範囲内で、他人の土地を自分の土地のために利用する権利の設定のことです。

今回は、設定する土地が農地があるため、3 条の申請が必要となります。

今後、土地が農地として使用できるか、周辺の農地の利用に支障はないか確認していただけたらと思います。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして吉良推進委員をお願いします。

(吉良推進委員)

推進委員の吉良です。

ちょっと一番最初の画像出してくれんかな。

稲垣のところ。

それかな。これまで3 回ほど意見書まとめまして、提出しております。

一番最初のが、7 月 29 日、8 日、9 日に出しております。

それから9 月 4 日に出してます。

そして最後、9 月 30 日に意見書を出してます。

もう、前回の分はちょっと省略して、今回の分だけ、3 条の 8 から 13。

地役権設定申請について、関連大きなで一括して、私述させていただきます。

令和 6 年 7 月 8 日本件に関する同様の意見書は提出していますが、本件申請者が設置当時昭和 26 年から 28 年。

設置された契約書の添付がなく、内容は、詳細な経緯が不明で、推進委員として、本件の意見は控えさせていただきます。

というのはですね、この内容はどう、契約書内容どうなんっていう話になるんだけど。

その前に推進委員としてはですね。

これ皆さんもう頭あると思いますけど、周辺の土地の影響。

農地排水施設の影響とか、もろもろありますよね。意見を書いて出すようになってます。

その中で、これ全部関係意見書として1つずつあるんですけども関連して説明ですので言います。

そこの、ちょっと前に図面の方へ。

いいですか。

ちょっと見えにくいと思いますけどこれ若干頭置いといて、そこの方1人ちょっと待って。

これは稲垣区の、私どもが担当してある地区です。

私がここの土地改良区の理事長をしています。

推進委員としての意見ですので、土地改良区としての意見は本当は控えないけんのやろうけど、その辺はちょっと関連が深いんで、ご理解していただきたいと思います。

ちょっと見えにくいけど、 さんのポンプ室は、こっちやな。

 さんのセキはここです。

それからうちの改良区のセキがここにあります。

水は、改良区の水は、この赤いのがずーっとこうなってます。

ここまでがうちの管理です。

その中に さんがこう入った、どこに入ってるかわからん。

これ今まであんまり聞いたけど、従業員の方も聞いてもどこに入っとるのかなあというような形でお茶を濁されてきた。

それで、トラクターなんか積んで、運転する時これ、ボコッと盛り込んだりいろいろするから。

示しなさいよっていうけど、なかなか対応はしてきませんでした。

ちょっと戻ります。

私土地改良区の10年になります。

それまでそんなの知らなかったけど、土地改良法を始めて10年。

それで、ここずっと、今回訴訟で問題になって、じゃあということで手続き入ったわけやなこの三条。それまではどちらかというと無視されたようなところ。

それで、土地の、すいません。もう、これ、ご苦労さんでした。

大体そういう頭置いてて、その中に全部うちの水路関係する近くに入ってます。

これも約1世紀ほど経ってますパイプがですね、この土地だけの関係で済むんですかという問題。破裂したり、地震で破れたりそういう場合にうちの関係する、今我々がその図面の中にありますけど、水路を管理してます。

この被害どうなるんですかと。

もちろんその場合、 さんが見るんか。

業者が見るのか、うち改良が見るのか。

だから私は契約書がちゃんとないですよという意味です。

多分、三条の、例えば、竹中さんのとこの土地が破れました。

おそらくこんな、契約書は何かそういう文書になつてと思う。破れたときには がしますとか、そういうところまで追い詰めていかないと、後で泣きをみますよと。

でももうお金をいただいたからいいというような形もあると思います。

でも迷惑すんのは我々水路、おそらく破裂したら、そしたらその近所の水路は駄目になる。

またその間農業も水がいかないと。

いろいろそういう問題が出てくると思います。

そのときに、緊急な場合にどうすんのかということで、いろいろと我々今心配しておるところです。

ただこの三条について農業委員会さんが、あ、いいです。

賛成です。

それについての法的な手続きは準備淡々としてますから。

それをストップかけるつもりはありません。

ただこの問題については、農業委員会だけで対応できないと思います。

私は土地改良区として弁護士と相談して今進めてるところです。

この土地に入るのにパイプがどっか通ってるはずですよ。

そこまで行くのに、かまぼこのようにここで終わりじゃないです。

ここが傷んだときに、このとなりはどうすんのですかという責任もあるんだ。

これは言葉どうか知らんけど。

公共の、水路、市道、県道とか、これ許可、許可が要るんじゃないかな、局長。

はい。

（局長）

市道とかですね、そういう時にはどう。

例えば、道路であれば、道路を占用するということですので、占用申請、そして占用許可というものがようになります。

（吉良推進委員）

それで■さんが全部のところの契約書、そういう覚書ありますというようなこと言ったらな。

工場が進出するときに、このパイプラインを埋めたときに、そういう許可を、地元との協定はもらってますというような話あったじゃないですか。

もちろんそれ市役所もあるよな。

（局長）

過去にですね一般質問等もありましてその時に答弁してる内容の受け入れは受け売りにもなるんですけども。

当時の説明ではですね、もう、いわゆる昭和 20 年云々の書類については、見つかりませんと、というような答弁をしております。

ある一定の、以後については、ございますという答弁をしておりますので。

所管課はそういうふうな答弁でございますので私もそういうふうに承知はしております。

それから■さんが持ってるかというようなことですが、事前に吉良委員さんも含めてご説明いただいたときに、そういった類については保有しておりますというのは、私も記憶はしております。

（吉良推進委員）

聞ってるやな、そういうふうにな、そういうのを確認しておくことを皆さんに、まず、いや、■さんは全部あるという説明を受けたわけ。

そういうな。

契約システムの内容が大事なんじゃ。

埋めてもいいですよという内容と、事故を受けた時にどうしますよという細くなつとる内容かどうか。

私はそれを見たいわけ。

例えばこの、ここにあったときに隣まで響いたときには、ちゃんと保証しますよという話になつてれば、理解できんことじゃない。

でもここの人、ここだけで理解したって、それはもう私の土地やないから。

挟む余地もあんまりないけど。

全体的な農業用水路の関連から考えて、それでいいんですかというの私の提案。

これ以上時間喰うてもう、申し訳ないと思う。

別に皆さんが、これについて賛成したからどうかと。

反対したからどうか。

それはもう農業委員会の中でやることやから。

私もこれ以上、しません。

一応今までの話、詳しくお話していかないけんけど、一応、約 100 年ほど経ったパイプラインが、今後問題が起きないんですかというのは頭において。

それとパイプラインの質、昭和 20 何年ごろのパイプラインはそんな今のようなパイプラインではありません。

コンクリートでできちゃうっていう、何の材質でできてるんですか点が絶対問題になってくる。

これはまだここで出す必要はないですけど。

私はそういうのも含めて今後、質問を今度、改良区として出すべきか。

それは、農業、そうなつてくると、農業委員会にも質問、これまでの経緯を質問してこなきゃいけないし、佐伯市にも出さないけど、それからもちろん■さんにも出さないけん、それだけのことを一つ今準備してるところです。

何かこれについて私の意見、ご意見ご質問ありましたら。

はい。

貴重な時間を、申し訳ありません。

それで私がおったら賛成反対を引いたらいいけんから、私はもうこれで帰ります。

一番最初からそういう出ればよかったんだけど、意見が出してます。

でも、先ほどある推進委員の方がおっても意見は出しても何もならんじゃねえかと。

というような意見で俺はもう帰ると言って帰った方もいます。

余分そういうことで、もうあまりこれ以上のことは控えさせてます。

ただ私もそれなりに土地改良の理事長として、その地域のにおいて水路を預かってるものとして責任がありますから、それなりの相談をする窓口にして、今進めてる段階です。

ご清聴ありがとうございました。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の 8 番から 13 番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

山田委員。

(山田美之委員)

言わせていただきます。

すいません私がこの件を初めて聞いたのが運営委員会の時で、皆さんそろっていたので、ご存知の方もいらっしゃると思うんですけども。

地図を、やっぱりどういうふうに送水管が通ってるのか、 さんまたはそれぞれの譲り渡し人の方でもあれば、地図を出してもらいたいというふうをお願いをいたしました。

で、8 月ですかね。それはちょっともう さんの方から出せないというようなご意見をいただいたかと思います。

私がおめんなさいちょっと 8 月出れなかったんで、先月 9 月にその旨をお聞きして、今回 9 月の 30 日、現地確認に初めて行かせていただきました。

で、やっぱりですねどういうふうに、その、今回申請がある土地にどんな感じで、送水管が通ってるのか、全く表面からはわからなかったんですね、改めてそれは思った。本当に通ってるのか通ってないのかもわからないような感じでした。

やっぱり私達の中で、八、九、今回というふうに申請が出て、おそらく書類的には問題はないかもしれないんですけども。

今やはりこの問題で一番なのは、送水管がどんな感じで通ってて地役権は皆さんもご存知の通り、その土地をその送水管が通ってるために修繕等のために、使わせてもらいたいという権利というふうに理解しております。

普通、よくある地役権っていうのが、A の土地があって、B の土地があって、A の土地に家があるんだけど、B の土地のところに道路が通ってるから、A の土地に行く人 A の自分の家に帰る人は、B の土地を通らなければならないというような、感じになってその部分を通らせてくださいという異形地の異形地役権っていうんですけども、それに通らせてくださいねって、目に見える感じで出てる地役権がほとんどだと思います。

ただ送水管のように、何ていうんですかね見えない部分に関しての、やはり資料もそこ掘るしかないんですよ。

本当に送水管通ってるんですか。

どんな感じで通ってるんですかっていう場合は、掘るしかないんですけども、掘ることなんか当然できないので、今現在私たちが見れるっていうところは、やっぱり さんまたはその譲り渡し人の方に、そこがどういうふうになってどういうふうに通ってるんですかっていうせめてやっぱり図面は出してもらいたいなっていうのは正直なところ。

話が戻って、一番先の一番最初に私が申し上げた通り、一つのその土地についてどういうふうに通ってるのかっていうのが、なかなか表現できないのであれば、該当のところ今こういうふうに、黄色とか青とかで書いてるんですけども、その部分どういうふうに通ってるのかっていう資料だけはやっぱり欲しいなって思ったのが、今回現地確認に行った感想でした。

だって目に見えてない普通私たちが四条でも五条でもそうなんですけれども、どういうふうな家

を作るんですかって言ったら図面出してもらわないですか。

目に見えないし、これからのことだしっていうところで、であれば、今どういうふうに通水管が通って、だからこの土地に地役権を設定しないといけないんだっていうところの理解っていうところになると、やっぱり欲しいなと思います今までの、もう書類もそろってるし、今までのその判断は、そして今日の判断もですけども、反対とかっていうことではなくって、やっぱり必要資料としては、そこの見える形で出してもらわないと。

本来であれば深さがどれぐらいなのかっていうところまで欲しいところですけども、せめて、どういうふうに通ってるところから、地役権が必要なんだよっていうその材料だけ欲しいなと思うので。

引き続き事務局には、やはり■■■■さんまたはその譲り渡し人の方にそういう資料ありませんかっていうのを聞いてもらって、出していただくのがいいんじゃないかなというふうに、これはちょっと要望、ご提案です。

以上です。

(会長)

局長

(局長)

はい。

すいません今の山田委員さんの意見反論するわけではないんですけども、多分山田さんが8月の委員会は欠席されてたんでしょかね。

その時にですね、■■■■さんが、市の方にご提供いただいた古い管内図なんですけどもそこに入ってる配管図っていうのは皆様の中に、皆さんこの場でお示しはいたしました。

ですからもらってないってことではなくて、市がいただいているもの、市が保有してるものを、ちょっと古いんですよという前置きの中で、お示しをさせていただきました。

それから、もう1点まず、大方通るであろうすべての1件1件の筆ごとに場所を教えていただけないかという案ことにつきましても、■■■■さんの方をお願いをしてきたんですけども。

個人情報の関係等がありまして、それをお知らせできないということも、この場で、4月、8月の時にお知らせをさせていただきました。

それから深さ等については、1筆ずつが何メートルだというような部分についてはございませんけども、概ねこの大きさで何メートルから何メートルの中に埋設されておりますというようなことについては、ご説明をさせていただきました。

ちょっとこの部分については申し上げさせていただきたいと思います。

(山田委員)

はい。

ではすいません私が8月欠席だったのでその部分は聞き及んでなかったのも、確認が足りなかったかもしれないんですけども、事務局の方では、じゃあその資料はお持ちだっという認識でいいんですね。

その資料。

だからどういうふうに、例えば、今回の 1449、1499、1449 の土地についてはどんな感じで送水管が通っているっていうのは、お持ちだっている認識でいいんですかね。

(局長)

はい。

いいですか。

はい。

事務局の方はその詳細までは確認しておりませんが、 さんの方が申請する以上、どの位置に深さはちょっと確認しておりませんが、どの位置に入ってどの位置にも出ていると。というようなものは認識をしているということを口頭で確認をしたこともございますそういったものを含めて申請を受理しているという認識でございます。

(会長)

はい。局長。

(局長)

はい。すいません。 さんからちょっと回りくどいかもしれませんが、市の方はまず持っておりません。で さんか、或いはいわゆる地権者、どちらかわかりませんが我々は興人さんの方が代理という形で一括で申請をしていきますので、その際には、今言ったように一筆ずつに入っている、どこからどこを通ってるんだというふうなものは確認できてるんですねということは、申請を受けた時に、口頭ですが確認しております。

ですからそういったものも含めると、 さんは、そういった確かな書類はお持ちであるということで我々は認識しております。

(山田美之委員)

はい。

水掛け論みたいになっちゃうんですけど、 さんが持ってるのは当たり前だと思います。ただ私たちで、やっぱり何か認識っていうのはちゃんとしとけないといけないんじゃないかなっていうようなことで申し上げた次第ですけども。

もう、やっぱり何かがあったときに、資料があるかないかでかなり違うので、その辺はきちんと事務局の方で把握していただけるようであれば、もうそれはそれで結構です。

(会長)

はい。

どうぞ。

(飛高委員)

地役権の範囲というのは、登記事項やと思うんだな。

こんな許可もらって登記する。

その場合は例えば 1451 を全体を登記するのじゃなくて、通ってる範囲を登記すると思うよな。普

通は。部分的に。

ただ広いところ全部を地役権で、登記するんじゃないかって、その何メートルなんやというような感じで登記すると思うんやけどな。

そうなると、もう通ってる場所は登記してる部分がわかるかのう。

それ今、これを許可するせんではなくて。うん。

(会長)

はいどうぞ。

三又委員。

(三又委員)

三又です。

私これ運営委員会で2ヶ月ぐらい前へ出たときにその話を聞いたんですけど、今日吉良さんが言う部分は土地改良区にしてもですね、個人的にしても、被害があった時どうしてくれるんかつちゅう話ですから、それは■さんとが土地改良区に、こういうふうな行動しますとか、個人にも言っておるんじゃないかと思うんですが、土地改良区の水路が破壊されたりとか、個人の畑が水浸しになって、作物が採れなくなったとか、水が使えんことになったとか、そういう時のことはやっぱりきちっとこう話合いをした中でですね、農業委員会もしちよかんと農業委員会、農業委員会としては、申請者がしたのは、受け入れのあった事務局は受け入れるんですけどね。

そういうことも、聞かんでずくにしたんかと言われると、農業委員会としても、いささかの責任は掛かってくるんかなと思うんで。

事務局の方にはお願いですがそこら辺の土地改良区とかその個人のあれが、地主が納得するような方向で■さんの方に話をしてくれんかというようなことはいえるのでしょうかね。

(会長)

はい局長

(局長)

はいこの件は少しデリケートな部分もございますが、皆さんもご承知で幾度となく一般質問もありまして市長等もお答えをしておりますけれども基本的には民々のことであるということ。

それから、もしその送水管が原因として事故、漏水事故とかですね、そういったものが発生すれば当然、所有者である■さんが責任を持って、対応するというのも市の見解として述べております。

農業委員会はちょっと市とは別の段階、団体ではございますけれども、基本的には市に沿った考え方で特にこれについては、問題ないというふうに考えておりますので、もし今言ったように、何らかの事故が起きた場合につきましては、■さんの責任で、その被害者に対して対処いただけるというふうに認識しております。

(会長)

よろしいですか。はい。

他にどなたか。

さっき言ってあげとったな。

矢野弥平さんかな。。

はい。

どうぞ。

（矢野委員）

委員の矢野です。

単純ですけどこれ僕らが生まれる前の工事なんで、その時にこれだけ件数があつて、■とどっかのこの土地を持ちゅう人なんかこう決まりことがなんかあったと思うんじゃ駄目ってこれするはすねんじゃけん。それが1個も残っちゅうなんていうのはもちろん■もなくなる、市も、50何年前の話で、どっか1件ぐらい当時の紙が家に残っとらんのかな。そしたらわかるのかなという、簡単な思いで、何もかもがないと、ほんで急に今頃なって、これからどうするのかっていう。

言われても我々もそのやりようない。ここでこう皆さん田んぼを作ってるわけですわ平常通り。今作るわけじゃ。でそれをくずけたらどういうふうにするのかと言われてもさっき事務局サイド言ったように、それは■がするでしょう。

それで我々はここで何をするかったら、この件をなあ。

認めんと言つてもしょうがないしもう認めてきてるから認めるんじゃろうけど、そういうのがあれば楽かなという考えです。

以上。

（事務局長）

すいません。

今の契約書の存在云々についてはまずこれは■さんといわゆる地権者の契約ですのでまず市には当然ながらございません。

当時もしかすればそういった写しもあるのかもしれないんですけども基本的には、正規のものではないと思います。

この問題についてはこの数年間ですね、市の中でもいろんな部署が含んで、いろんな協議もして参りました。

市の方にも膨大な証拠書類等もあります。

永久保存というような書類の分類もございます。

そういったもので本来はあるべき書類もあるのかもし、必要なかもしれないんですけども。

現実的に書庫等を探した中では、それに関係するものについては、見つからなかったということでございます。

先ほど矢野委員さんも言われましたように、矢野委員さんが前々回も、おっしゃいましたけどもこの申請案件については、いわゆるいわゆる線ではなくてこの一筆一筆の申請についての協議をするのが農業委員会の責務ではないかというふうに言われまして皆さん、そういったものの中で審議をされたかというふうに思います。

今回推進委員さんが述べた部分もありますし、どうしても別の役職の立場もございましたのでそ

ういった意見も加味されたんだろうと思いますけれども。

事務局といたしたいしましては、これまで同様に、この一筆ごとの申請についてご了解、ご審議をいただければというふうに考えます。

(会長)

はい。他に。

ご意見ございますか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは三条の 8 番から 13 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 14 番について、事務局の説明後、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

三条の、住宅地図の冊子 18 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と妻、両親の 4 人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 4.63 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

ここに問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 14 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 14 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして 3 条の 15 番について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 19 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業区域外の農地です。

農業は手作業で行うとのことです。

農業は譲受人 1 人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 8.41 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局から説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして坂本推進委員をお願いします。

(坂本推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは三条の 15 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 15 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 16 番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 20 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 7.16 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

さんの土地はこの申請地の向かい側自営で、管理上特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員からも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 16 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の 16 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 17 番について事務局の説明の後、高畠推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 21 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業は手作業で行うとのことです。

農業は譲受人と臨時雇用の 2 人で行うとのことです。

臨時雇用の方は農機具があるとのこと。

農地取得は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 24.65 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして高畠推進委員をお願いします。

(高畠推進委員)

特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 17 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 17 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上農地法第三条に関する 17 件の審議を終わります。

続きまして議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 7 ページの四条の一番について、当該案件は亀山推進委員の担当地区となりますが、申請人も同じく亀山推進委員であり、議事 3 条の制限に該当するため、事務局の説明の後、現地調査を行いました。

竹中。農業委員でいいんですかね。

農業委員より意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

四条の一番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の 22 ページ、23 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

植林の用途による申請です。

申請地は周囲が山林化し、日照が悪くなったため、クヌギを植林する計画です。

申請地では、木くず置き場及び通路を除くスペースにくぬぎの苗木を 90 本植林します。

周囲はすでに山林化しているため、日照通風の被害はないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 の（1）カの（1）第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の田の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

そして、竹中委員お願いします。

（竹中委員）

はい。

現地確認に行った時に、見た感じの写真よりも、あそこの農地が平らなので、このまま農地としても使えるかなというふうには、見えるんですけど、現地に行くとやはり植林、森林化が進んでいて思ったよりも鬱蒼として薄暗いという印象を受けました。

道路を挟んだこちらの方の土地も、すごい木が高くなっていて、これではこれから植えて、植林したり、植栽して、新しく新たに農地として使うのは、ちょっと厳しいかなということで転用は問題ないかなというふうに思います。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、現地調査を行いました竹中農業委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で農地法第 4 条に関する 1 件の審議を終わります。

続きまして、議案書、議案第 29 号、農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 8 ページの五条の一番について、事務局の説明の後、矢野推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の 24 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人であるお寺の既存の駐車場は、通路を兼ねていて、手狭であり、特に葬儀や法事の際には、多くの檀家用の駐車スペースが必要なため、今回の申請により、お寺に、里道挟んで隣接する申請地を檀家用の駐車場として利用する計画です。

申請地では、檀家用を 17 台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は、高さ 0.5 メートルから 0.6 メートルの盛土、整地を行いますが、北側の里道及び西側の市道には高さを合わせ、その他は安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、舗装工はなく、暗渠排水排水管を 2 ヶ所に設置します。

なお、雨水は自然浸透及び自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 1、両括弧 1 のカ（2）。

第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の田の土地を供することによって、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

推進委員お願いします。

（矢野推進委員）

はい。

特に問題ないと思われます。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からそして担当推進委員からも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思いますそれでは五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の 2 番について、本日、清田推進委員欠席のために、事務局の説明の後、担当推進委員の意見もあわせてお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の25ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、準工業地域の第三種農地の畑です。

宅地分譲用地としての用途による申請です。

譲受人が2区画分の分譲地として造成します。

申請地では、2区画分の分譲地を造成します。

造成工事は高さ0.9メートルの盛土を行いますが、コンクリートブロック擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。

こだ遺跡土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、差し支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1への両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可することができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

事務局から説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について、事務局の説明の後、吉良推進委員。

帰ってますね。

推進委員の意見も併せて、事務局の方で説明をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の26ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の、第三種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は、現在の住宅、実家が老朽化しているため近隣の土地である申請地、譲り渡し人、父親所有の土地に住宅を新築する計画です。

なお、新築住宅には、現住居実家から両親を含む世帯全員が転居する予定です。

申請地では、木造二階建て、建築面積 62.10 平方メートルの住宅を建築し、庭スペースは芝式を行い、一部は現住居の既存倉庫移転先として利用する計画です。

造成工事は盛土を行いますが、申請地西側に土どめ工事を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

事務局から説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の 3 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして五条の 4 番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の 4 番についてご説明いたします。

地図の 27 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は結婚して、家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地は、昭和 57 年 8 月頃より、譲り渡し人が砂利敷き舗装して、一部を駐車場として使用しているため、今回申請には申請人連名での始末書が添付されています。

申請地では軽量鉄骨造り平屋建て、建築面積 99.00 m²の住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用し、また、コンクリートブロック積みも設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また汚水処理生活排水は公共下水道を接続し、雨水は道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。

始末書も添付されていて問題ないと思われます。

以上でございました。

(会長)

事務局から説明、そして担当推進員からも始末書も添付されており現時点では問題ないということでございます。

それでは五条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の5番について、事務局の説明後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の5番についてご説明いたします。

地図の28ページ、29ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は、過去の駐車場整備によってお寺所有地に約55台分の駐車場用地を確保できましたが、最近の参拝者は、高齢化のため、徒歩での参拝は困難となっており、ほとんどの檀家の皆様は、車を利用されています。

よって、300件ほどの檀家を要するお寺としては、いまだ駐車場が不足してる状況であるため、今回の申請により、お寺の参道の隣接地である申請地を参拝者用の駐車場として利用する計画です。

なお申請地は、申請後に譲受人が竹等を伐採して整地を行っており、事前着工とみなされるため、今回申請には申請人連名での始末書が添付されています。

申請地では、参拝者用4台、普通車3台、軽自動車1台の4台の駐車スペースを設けます。

造成工事は盛土を行いますが、隣接する参道の高さに合わせて整地砂利敷程度のため土砂の流出、流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

現在、整備されてるんですけど、もう参道の高さに合わせて整地されてるため問題ありません。

そして始末書も添付されているため問題ないと思います。

(会長)

事務局からの説明そして、担当推進委員からも始末書を添付されており問題ないということのようです。

五条の 5 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の 5 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第五条に関する 5 件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第 27 号、農地法三条の 17 件につきましては許可したいと思います。

議案第 28 号、農地法第三条の 1 件につきましては、はい。

これ、農地法四条の 1 件につきましては、許可したいと思います。

議案第 29 号農地法第五条の 5 件につきましても、許可したいと思います。

続きまして、その他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願一番を説明いたします。

申請地の調査は 9 月 26 日に担当地区の松本推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市中の島 2 丁目の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、昭和 45 年に隣接する 5623 番 6 一筆に住宅を建築し、建築した際に、住宅の敷地の一部として利用し 20 年以上が経過しております。

なお、隣接する住宅用地は昭和 45 年に、農地法 4 条及び 5 条の許可を受けておりますが、本申請地の申請はありませんでした。

現状は前方に画面に映し出している通りで、住宅の敷地として利用しており、建築後 20 年を経過

しております。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございますので取りまとめたいと思います。

それでは番号一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして番号2について事務局の説明後、岩田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願2番を説明いたします。

申請地の調査は9月26日、担当地区の岩田推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市大字長良の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人は、議案書の通りです。

本申請地は、一筆は昭和54年に鳥獣被害等により耕作できなくなったため、放置され、山林化しているものと、もう一筆は道路の拡張による残置の農地であり、耕作不能な土地であります。

今回の土地を三条の6と同様に、所有権移転をするに当たりまして、農地では所有権移転ができないための申請となります。

現状は前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岩田推進委員お願いします。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明、担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

日高委員。

違う。

ごめんなさい。

はい。

他にどなたかございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは番号2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、非農地証明願に関する2件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②非農地通知書についてを議題といたしますそれでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

非農地通知書について説明をいたいたします。

非農地通知書につきましては毎年実施しています。

利用状況調査の結果をもとに基づきまして、地域を定め、計画的に非農地判断をし非農地通知書を発送しております。

今回の非農地通知につきましては、鶴岡地区の非農地判断です。

非農地通知書の送付、大字別の一覧は、資料の1ページ目をご覧ください。

大字稲垣は22筆、若宮町2筆、大字上岡134筆、大字鶴望175筆。

計333筆、面積は合計10万459.77平米、送付予定者は134人です。

では抜粋した赤判定農地の地番の位置図と写真を順に投影いたしますのでご覧ください。

なお名簿詳細については、お手元の資料をご覧ください。

まず、非農地通知、一番は大字上岡474番地、現況は山林になっております。

名簿は1ページの一番です。

非農地通知 2 番は大字上岡 1843、現況山林、名簿は 1 ページの 21 番。
非農地通知 3 番は大字上岡 2882、現況山林、名簿は 2 ページの 75 番です。
続きまして、4 番は大字稲垣 192 番地、現況が竹林。
名簿は 4 ページの 141 番。
5 番は大字稲垣 1297 番、現況山林。
名簿は 4 ページの 154 番。
6 番は大字鶴望 1115 番、現況同じく山林。
名簿は 159 番。
続きまして 7 番。
大字鶴望 2922 番他 4 筆。現況山林。
名簿は 4 ページの 173 から 175 番です。
続きまして 8 番。
まず鶴望、3957－1、3958－1。
現況が山林、名簿は、6 ページの 248 番。
9 番目。
大字鶴望 4071－1。
現況が山林、名簿は 6 ページの 264 番。
最後、10 番目、大字鶴望 4403 番。
現況山林、名簿は 7 ページの 308 番です。
いずれも山林が原野化しております。
以上です。
承認をよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。
事務局から説明がございました。
それではこれより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
全員賛成ということで、許可したいと思います。
以上で非農地通知書に関する審議を終わります。
それではここで一旦休憩いたします。
16 時 30 分、再開したいと思います。
はい。
はい。
時間がちょっと早いですがでも再開したいと思います。
それではその他の項目の③農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたしま

す。

それでは農政課の説明をお願いします。

（農政課）

農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和6年12月1日開始分の3件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの。

契約更新で登記地目、田、2筆、3642平米。

契約期間19年1月期のもの、更新で登記地目畑、一筆1781平米。

以上合計、3筆、面積が5423平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

波戸崎君。

（波戸崎委員）

そこに対して質問じゃないんですけど、1700平米のところで植えるセミノールって何ですか。

2番。

みかんですか。

はい。

ありがとうございます。

露地ミカンですね。

あれ。

（会長）

はい。

他にございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思い

ます。

はい。

賛成多数ということで、承認したいと思います。

次にその他の項目の④農用地利用集積等促進計画案の所有権移転についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

（事務局）

はい。

農用地利用集積等促進計画の所有権移転について説明します。

まず1ページをご覧ください。

今回は畑が5筆の合計2782ヘクタールの所有権移転になります。

2ページ目をご覧ください。

今回、公社の方から譲受人の方に売買する計画案になります。

蒲江森崎浦計5筆で2782平米となります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

（会長）

はい。ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の所有権について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしっていったんやな。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

（副会長）

これをもちまして令和6年第10回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様長時間、お疲れ様でした。